

# 刑事訴訟手続の在り方

---

## . 現行の刑事訴訟手続

## 1. 現行法下における営業秘密の訴訟手続上の保護のあり方について

---

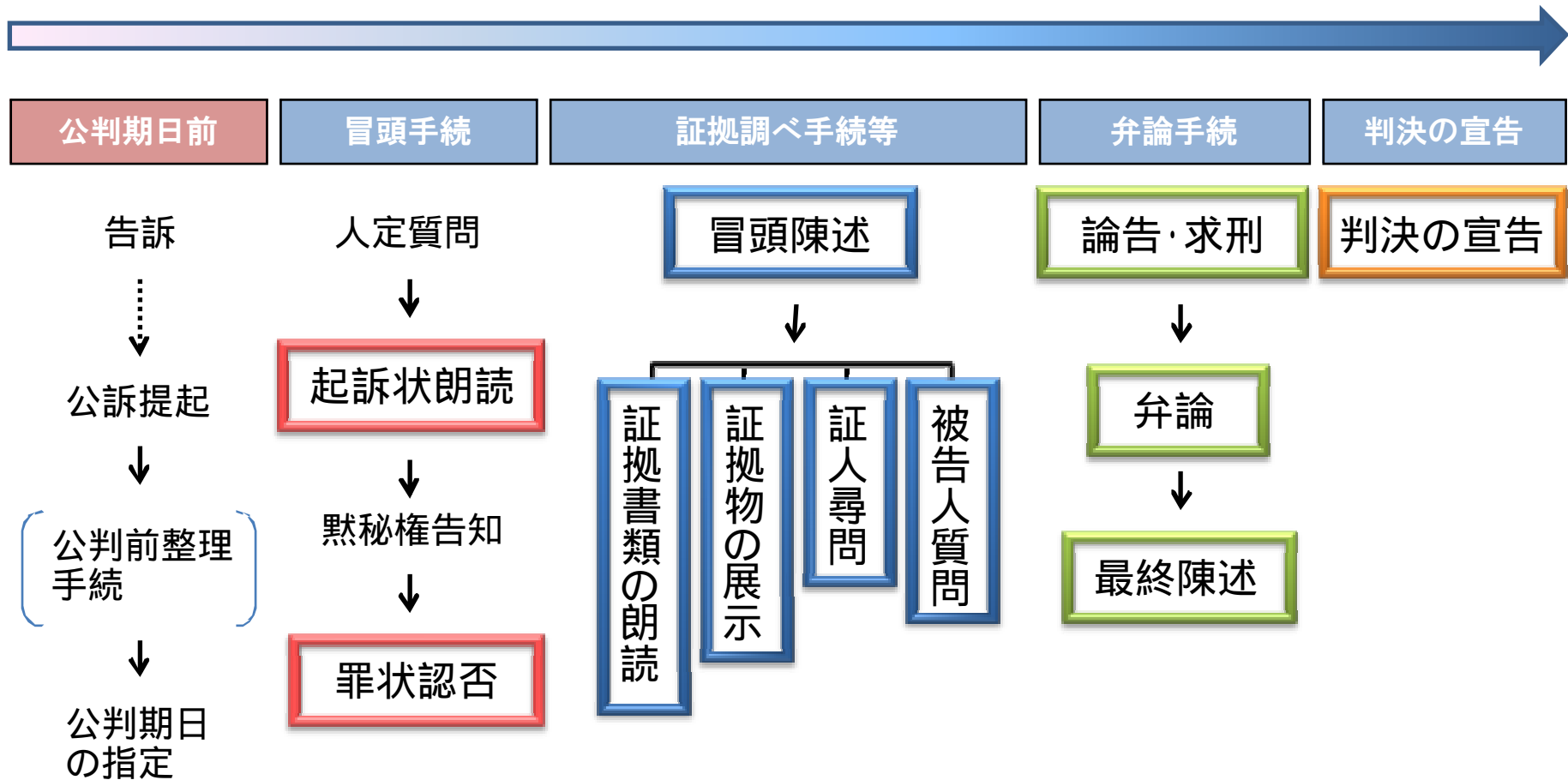
営業秘密侵害罪は、その刑事訴訟手続において当該営業秘密が公判審理の過程で公開されることによって、被害者である保有者の利益が損なわれるおそれが否定できないことから、親告罪とされている。

民事訴訟手続では、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟等について、訴訟手続を通じて営業秘密が公になってしまうことを防止するため、公開停止措置に関する手続規定が設けられている\*が、刑事訴訟手続についてはこのような特別の手続規定は設けられていない。そのため、検察官による立証方法の工夫\*\*、裁判長の訴訟指揮による対処\*\*\*、各種手続を活用する\*\*\*\*といった運用に頼らざるを得ない。

# 1. 現行法下における営業秘密の訴訟手続上の保護のあり方について

- \* 不競法第13条、特許法第105条の7。なお、民事訴訟手続については、不競法第10条から第12条まで、特許法第105条の4から同条の6まで、実用新案法第30条(特許法を準用)、意匠法第41条(前同)、商標法第39条(前同)、著作権法第114条の6から同条の8までにおいて、秘密保持命令に関する手続を設けているが、これは訴訟手続において営業秘密を開示される際における一方の訴訟当事者の負う秘密保持義務に関するものであって、一般傍聴人に対して営業秘密の内容が知られてしまうことを防止するという問題とは場面を異にする。
- \*\* 例えば、国家公務員法違反被告事件(秘密漏えい)等において実務上用いられる立証方法に「推認の方法」(あるいは「外形立証」と呼称されるものがある。これは、漏えいされた情報が法律上保護される秘密であるための要件である実質的秘密性を充足していることを、情報(秘密)を特定する事項の内容自体を明らかにすることなく、当該事項に替えて、秘扱の指定手続、当該事項の種類、性質、秘密として扱うことを必要とする由縁等の事実を立証することによって、反証のない限り、その実質的秘密性を推認させるという立証活動である。同様の立証活動によって、営業秘密である情報そのものを証拠化せず、営業秘密の種類、性質、管理体制等、営業秘密を特定させない事実の立証を積み重ね、当該情報が法律上の営業秘密に該当する情報であることを推認させることなどが考えられる。
- \*\*\* 裁判長は、訴訟関係人のする尋問若しくは陳述又は訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為が相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる(刑事訴訟法第295条第1項)。
- \*\*\*\* 裁判所外証人尋問(刑事訴訟法第158条)、期日外証人尋問(同法第281条)等をその手続要件を具備する限りにおいて活用することが考えられる。これらの手続における証人の供述は、直ちに証拠となるものではなく、尋問の結果を記載した調書を原則公開の公判期日において取り調べることによって証拠となる(刑事訴訟法第303条)。この場合、証拠調べの方式は、書面の朗読が原則であるが(同法第305条)、朗読に代えてその要旨を告知することができる(刑事訴訟規則第203条の2)。この際、同調書の要旨の告知の運用に当たって、営業秘密を特定させないように実施することが考えられる。なお、刑事訴訟手続には、民事訴訟手続のように公開停止の要件を法律の規定によって具体化したものはないが、憲法第82条第2項本文(裁判所法第70条)を直接適用して対審を公開停止することは可能である。

## 2. 刑事訴訟手続の流れと営業秘密が公にされるおそれがある局面



### 3. 問題点

---

運用による対応は、当該運用が確立しているとはいえない現状においては、訴訟関係人の協力や理解を含め、确实性や安定性に不安があり、被害者である保有者が告訴を思いとどまる要因を払しょくするものとは言い難い。

現行法上の各種手続を活用する場合には、その手続要件を具備することが前提となり、そうでない場合にはその手続を用いることができない。

### 3. 問題点

---

「推認の方法」による周辺事実からの推認という手法を被告人の防御権行使にも及ぼすことにすると、事案によっては、被告人の防御権行使に対する著しい制約になりうるため、このような場合には、被告人による営業秘密の内容自体を訴訟手続上明らかにすることを前提とした防御活動をすることを禁ずることはできないと考えられる\*。

- \* 「推認の方法」は、それが有効に機能する事案においては、秘密そのものを法廷に顕出させない手法という意味で営業秘密の刑事訴訟手続上の保護という観点からは優れた一面を有するものの、上記のようにその限界も否定し難い。また、営業秘密そのものを証拠化する方が、「推認の方法」による場合よりも争点が拡散せず、手続の迅速化にも資する上、よりの確な証拠が提出されることによって裁判所の適切な判断が担保される。

量刑の基礎となる事実として、営業秘密の重要度(財産的価値の高低)を立証しようとする場合においては、営業秘密の内容自体を明らかにすることが適切である又は必要となる場合が考えられる。

---

・営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方

# 1. 検討案

---

## (1) 秘匿措置

営業秘密侵害罪に係る被告事件において、裁判所は、被害者である保有者の申出に応じて、当該営業秘密の内容にわたる事項(営業秘密事項)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、この場合には、起訴状朗読や証拠書類の朗読、判決宣告等に際して営業秘密事項を明らかにしない方法\*で行うものとし、訴訟関係人の尋問や陳述について裁判長は営業秘密事項にわたるものを制限することができるものとする。

\* 具体的な方法として、営業秘密事項について、これに代わる呼称を定めることなどが挙げられる(刑事訴訟規則第196条の4参照)。

## 1. 検討案

---

### (2) 期日外証人尋問

営業秘密侵害罪に係る被告事件において、証人の供述(証言)が営業秘密の内容にわたり、それが公開の法廷で行われることによって営業秘密の保有者が損害を被るおそれがある場合等には、期日外証人尋問によることができることとする。

### (3) 傍聴人制限措置・傍聴人の秘密保持

営業秘密侵害罪に係る被告事件の公判手続において、営業秘密の内容が訴訟関係人によって公開の法廷において陳述等されるおそれがある場合には、当該手続において適正な裁判の実現を阻害するおそれのある傍聴人について入廷を禁じ若しくはあらかじめ包括的な退廷を命ずること、又は、傍聴人の傍聴について秘密保持を条件とするものとする。

# 1. 検討案

---

## (4) 公開停止

営業秘密侵害罪に係る被告事件の公判期日において、営業秘密の内容について陳述等がなされると認められる場合において、当該陳述等が公開の法廷においてなされることにより当該営業秘密に基づく被害者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述等を行うことができず、かつ、当該陳述等を欠くことにより他の証拠のみによっては適正な裁判をすることができないような場合には、公の秩序を害する虞(憲法第82条第2項本文)が認められることを明らかにする。

## 2. 理由及び説明 ～ (1) 秘匿措置

---

### (1) 秘匿措置

近時の刑事訴訟法の改正によって、被害者等を特定させることとなる事項(被害者特定事項)の刑事訴訟手続上の保護措置に関する規定(被害者特定事項保護規定)が設けられたところ、営業秘密の刑事訴訟手続上の保護についても、その考え方を参考にすることができる。

被害者特定事項保護規定は、実務運用上可能と考えられる事柄を法文上明らかにし、あるいは、実務上訴訟関係人が同意すれば可能な事柄について必ずしも同意が得られない場合にもこれを可能とする趣旨と考えられており、営業秘密事項についても、運用上可能と考えられる事柄や同意によって可能と考えられる事柄に関して法文上これが可能であることを明らかにする規定を設けることが考えられる\*。

\* 決定の時期は特に定めないものの、公判前整理手続の中でも行うことができるものと考えられる(刑事訴訟法第316条の5第12号)。

## 2. 理由及び説明 ～ (2) 期日外証人尋問

---

### (2) 期日外証人尋問

(1)の秘匿措置は、性質上訴訟当事者の十分かつ円滑な立証活動に対する制約となりうることから、その実効性には限界があり、これは、営業秘密の内容(有用性や非公知性の要件該当性等)について争いがある事件の証拠調手続、特に証人尋問手続において顕在化する。また、証人に対しては直接的に当該決定の効力が及ばないと考えられるという問題もある。

そこで、特に証人尋問手続においては、秘匿措置のみでは営業秘密の訴訟手続上の保護としては限界があるものと考えられる。

## 2. 理由及び説明 ～(2) 期日外証人尋問

---

刑事訴訟法第281条は、公判期日外に、裁判所において、証人尋問を行うことができることを定めるものである。この証人尋問は、証拠調そのものではなく証拠収集手続であり、公判期日においてその証人尋問調書が取り調べられる(同法第303条)。

そして、この期日外証人尋問は、裁判所外証人尋問について規定する刑事訴訟法第158条に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認めるときに限られるものとされているところ、同条第1項は、「証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重」を考慮事項として掲げている。

この点、証人が公判期日に出頭することは不可能ではないが、営業秘密の内容に関する証言を求められる場合のように、公判廷においては十分な供述をすることが期待できないと思われるような事情がある場合においても、刑事訴訟法第281条により期日外証人尋問を実施することができるかなど、その解釈には議論がある。

## 2. 理由及び説明 ～(2) 期日外証人尋問

そこで、営業秘密侵害罪に係る被告事件において、営業秘密の内容が傍聴人に知られてしまうおそれがあり、当該営業秘密保有者の関係者等である証人が、そのことによる損害の惹起をおそれて、公判廷において十分な供述をしないと思われる場合には、期日外証人尋問を行いうる旨定めることが考えられる\* \*\*

\*\*\*

。

- \* 尋問調書の取調については、被害者特定事項保護措置における、朗読に際して被害者特定事項を明らかにしない方法で行う旨の規定(刑事訴訟法第305条第3項)が参考となる。
- \*\* 刑事訴訟法第281条における期日外証人尋問については、特に訴訟当事者や証人自身からの申出が規定されておらず、実務上は証人尋問の請求者が裁判所に対してその職権の発動を求めているものと考えられるが、営業秘密保護の重要性及び被害者の申出を認めている被害者特定事項保護規定(刑事訴訟法第290条の2)に鑑みれば、ここでも被害者特定事項保護規定にならった営業秘密保有者からの申出を認めることが考えられる。
- \*\*\* なお、保有者の関係者以外の証人については、上記の趣旨が直ちに妥当しないことも考えられるが、営業秘密保護の観点から同様に期日外証人尋問を行いうる旨を定めることが考えられる。また、このような措置を設けることによって、刑事訴訟法上具体的な手続規定を設けない被告人質問についても、同様の扱いがなされることが期待される。

## 2. 理由及び説明 ～ (3) 傍聴人制限措置・傍聴人の秘密保持

---

### (3) 傍聴人制限措置・傍聴人の秘密保持

秘匿措置及び期日外証人尋問によっても、証人尋問手続以外の手続において、営業秘密の内容について陳述等されるおそれがあるケースが考えられる。そのようなケースとしては、秘匿措置決定に係る秘匿措置(営業秘密事項の言い換え措置を含む。)が、防御権の行使や審理の適切な進行との関係で有効に機能しないため、証拠書類の朗読等の証拠調や、弁論・最終陳述等の手続において営業秘密の内容が陳述等される場合などが考えられる。

そのようなケースに対する一定の措置の検討が考えられるところ、被告人の防御権の保障という観点及び裁判公開の原則との観点からすれば、直ちに厳格な要件の必要な公開停止に踏み切ることを試みるよりも、公開の枠内での措置の在り方の検討をすべきである。

## 2. 理由及び説明 ～ (3) 傍聴人制限措置・傍聴人の秘密保持

そこで、上述のようなケースにおいては、傍聴自体は認めつつ、営業秘密侵害罪の刑事訴訟手続において適正な裁判の実現を阻害するおそれのある傍聴人(すなわち、被害者たる営業秘密保有者の営業秘密を侵害することがなく訴訟関係人が営業秘密の内容を十分に陳述等することに支障がないと具体的・定型的に認められる者(被害者の関係者・弁護士・公証人その他の者等\*)ではない傍聴人)については、営業秘密の脆弱性・回復困難性等といった性質上、当該傍聴人の面前では訴訟関係人の十分な供述に支障を生ずるおそれがあると認められるものであることから、それら傍聴人については、入廷を禁じあるいは事前に包括的な退廷を命ずることが考えられる。

\* なお、営業秘密の性質を考慮してもなお公開原則との関係で、かかる入廷禁止措置あるいは包括的な事前の退廷命令によって傍聴人が不在の状況が不当に作出されることを制度的に防止するために、選定された弁護士又は公証人に傍聴させることも考えられる。

## 2. 理由及び説明 ～ (3) 傍聴人制限措置・傍聴人の秘密保持

---

さらに、上述のような傍聴人制限措置のほか、より一般に、傍聴に際して、傍聴で知り得た秘密を漏らさない旨の守秘義務を負うことを条件とすることが考えられる。また、かかる義務違反に対しては司法秩序維持等の観点から一定の制裁を置くことが考えられる。

## 2. 理由及び説明 ～ (4) 公開停止

---

### (4) 公開停止

憲法第82条第2項本文(裁判所法第70条)に基づく公開停止は、刑事事件においても用いられているものであるが、営業秘密侵害罪に係る被告事件という類型において、憲法の規定の下における要件と手続を明確化することが、営業秘密の刑事訴訟手続上の保護に資するものと考えられる。

憲法第82条第2項本文に定める公の秩序を害する虞とは、裁判の公正さと国民の裁判への信頼を損なう高度の蓋然性が認められる場合であり\*、営業秘密侵害罪について、保護法益たる営業秘密が、当該刑事訴訟手続の過程で更に侵害されてしまう状況は、裁判の公正さと国民の裁判への信頼を損なうものと考えられる。

## 2. 理由及び説明 ～ (4) 公開停止

---

憲法第37条第1項にいう「公開裁判」とは憲法第82条の定める公開裁判をいい、憲法第82条自体が、一定の刑事事件を除いて、公の秩序を害する虞等の場合に対審の非公開を認めているのであって、刑事事件であるということ自体が、「公の秩序…を害する虞」についての意義を営業秘密侵害罪という一定の類型について明確化するための規定を設けることを妨げる理由とはならないものと考えられる\*\*。

\* 特許法等の民事訴訟上の公開停止措置の立案検討過程における司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会資料(「裁判の公開原則と『公序』概念に関するメモ」)参照。本見解は、民事訴訟における公開停止の立案過程に関するものであるが、憲法第82条第2項の文言の解釈問題として参考になる。

\*\* 不競法や特許法における公開停止措置については、被害者による申出、当事者の申立権や即時抗告は定められていないものの、被害者の意思に基づく訴訟終了手続が認められていない刑事訴訟においては、被害者特定事項保護規定なども参考にしながら、これらについては検討の余地があると考えられる。